

掛川市条例第26号

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）</p> <p>第24条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の37第1項</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び</p>	<p>（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）</p> <p>第24条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の36</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び</p>

山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者
(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯
所属者 (当該納税義務者を除く。) 1人につき
24万5,000円を加算した金額を超えない世帯
に係る納税義務者（前号に該当する者を除
く。）

ア～カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を
加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき24万
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係
る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を
加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。